

保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年五月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三号

保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

保健所長に対する事務委任規則（昭和五十一年四月奈良県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四号(二)中「第十二条第四項」を「第十二条第六項」に改め、同号中〔十一〕及び〔十二〕を削り、〔十三〕を〔十一〕とし、〔十四〕から〔三十四〕までを〔十二〕から〔三十二〕までとし、〔三十二〕の次に次のように加える。

〔三十三〕 法第二十三条（法第二十六条において準用する場合を含む。）において準用する法第十六条の三第五項の規定により、書面により通知すること。

〔三十四〕 法第二十三条（法第二十六条において準用する場合を含む。）において準用する法第十六条の三第六項の規定により、交付すること。

第四号〔五十二〕及び〔五十三〕中「第五十条第三項」を「第五十条第五項」に改め、同号五〔十四〕中「第三十六条第三項（法第五十条第四項）」を「第三十六条第四項（法第五十条第六項）」に改め、同号中〔八十九〕を〔九十三〕とし、〔八十一〕から〔八十八〕までを〔八十五〕から〔九十二〕までとし、〔八十〕を〔八十二〕とし、〔八十二〕の次に次のように加える。

〔八十三〕 法第四十九条において準用する法第十六条の三第五項の規定により、書面により通知すること。

〔八十四〕 法第四十九条において準用する法第十六条の三第六項の規定により、交付すること。

第四号中〔七十九〕を〔八十一〕とし、〔七十〕から〔七十八〕までを〔七十二〕から〔八十〕までとし、〔六十〕の次に次のように加える。

〔七十〕 法第四十五条第三項において準用する法第十六条の三第五項の規定により、書面により通知すること。

〔七十一〕 法第四十五条第三項において準用する法第十六条の三第六項の規定により、交付すること。

第十八号中「、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。以下本号において「令」という。）」を削り、同号(四)中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項

」に改め、同号(五)中「第五十三条第二項」を「第五十六条第二項」に改め、同号(十三)から(十五)までを削り、同号(十二)中「第十三条第一項の規定による許可営業廃止届」を「第十四条第一項に規定する営業許可申請書・営業届(廃業)」に改め、同号中(十二)を(十四)とし、(十一)を(十三)とし、(十)を(十二)とし、同号(九)中「営業許可申請書の記載事項の変更の」を削り、同号中(九)を(十一)とし、同号(八)中「第五十六条」を「第六十一条」に、「若しくは」を「、又は」に改め、同号中(八)を(十)とし、同号(七)中「第五十五条」を「第六十条第一項」に改め、同号中(七)を(九)とし、同号(六)中「第五十四条」を「第五十九条」に、「若しくは」を「又は」に改め、同号中(六)を(八)とし、(五)の次に次のように加える。

(六) 法第五十七条第一項の規定による届出を受理すること。

(七) 法第五十八条第一項の規定による届出を受理すること。

第二十号(六)中「第七条第一項第七号」を「第七条第一項第八号」に改め、同号中(六)を(七)とし、同号(五)中「第七条第一項第七号」を「第七条第一項第八号」に改め、同号中(五)を(六)とし、(四)の次に次のように加える。

(五) 令第七条第一項第七号の規定により知事が行うこととされた法第十条の二第一項の規定による届出を受理すること。

附 則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。ただし、第四号(二)の改正規定、同号中(十一)及び(十二)を削り、(十三)を(十一)とし、(十四)から(三十四)までを(十二)から(三十二)までとし、(三十二)の次に次のように加える改正規定、同号(五十二)から(五十四)までの改正規定、同号中(八十九)を(九十三)とし、(八十一)から(八十八)までを(八十五)から(九十二)までとし、(八十)を(八十二)とし、(八十二)の次に次のように加える改正規定並びに同号中(七十九)を(八十一)とし、(七十)から(七十八)までを(七十二)から(八十)までとし、(六十九)の次に次のように加える改正規定は、公布の日から施行する。